第　7　号議案

奈 良 県 決 定

吉野三町都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について

次の付議案を提出する。

平成２３年　３月１１日

奈良県都市計画審議会会長

都 計 第 ８ ０ 号 の ７
平成２３年　３月１１日

奈良県都市計画審議会会長　殿

奈良県知事　　荒井　正吾

吉野三町都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について

（付議）

　このことについて、都市計画法第２１条第２項において準用する同法第１８条第１項の規定により、次のように審議会に付議する。

第　７　号議案

吉野三町都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更　（奈良県決定）

都市計画住宅市街地の開発整備の方針を次のように変更する。

（　別　添　２　の　と　お　り　）

（　理　由　）

平成１２年の都市計画法の改正、平成１８年の住生活基本法の制定及び大都市法の改正に伴い、「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」の中に定めていた「住宅市街地の開発整備の方針」を独立した都市計画として定めることとなった。

このことから、本県においても大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下「大都市法」という）第４条第１項の規定により、大都市地域に係る都市計画区域で住宅及び住宅地の供給を促進するため、良好な住宅市街地の開発整備を図るべきものとして国土交通大臣が指定する区域において、「住宅市街地の開発整備の方針」を都市計画として定めるものである。